



第67回 定時株主総会招集ご通知

日時 平成27年6月24日（水）午前10時

場所 神戸市中央区港島中町七丁目2番1号
当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役4名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

■ 招集ご通知

第67回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

■ 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 定款一部変更の件	4
第3号議案 取締役4名選任の件	6
第4号議案 監査役1名選任の件	9
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	10

(添付書類)

■ 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	11
2. 会社の株式に関する事項	18
3. 会社役員に関する事項	19
4. 会計監査人に関する事項	21
5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制	22
6. 会社の支配に関する基本方針	25
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針	29

■ 連結計算書類

連結貸借対照表	30
連結損益計算書	31
連結株主資本等変動計算書	32

■ 計算書類

貸借対照表	33
損益計算書	34
株主資本等変動計算書	35

■ 監査報告書

連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書 謄本	36
会計監査人の監査報告書 謄本	37
監査役会の監査報告書 謄本	38

証券コード 6809
平成27年6月5日

株主の皆さまへ

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号
T O A 株 式 会 社
代表取締役社長 井谷 憲次

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1.日 時	平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2.場 所	神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール
3.目的事項	<p>●報告事項</p> <p>1. 第67期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件</p> <p>2. 会計監査人および監査役会の第67期連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>●決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役4名選任の件</p> <p>第4号議案 監査役1名選任の件</p> <p>第5号議案 補欠監査役1名選任の件</p>

以 上

~~~~~  
●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>) に掲載いたしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、当該連結注記表、個別注記表につきましては、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

●招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>) に掲載いたしますのでご了承ください。

## 議案および参考事項

**第1号議案 剰余金の処分の件**

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

**期末配当に関する事項**

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけ、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆さまへの利益還元を図ってまいります。

剰余金の配当につきましては、年間20円の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向35%を目安に、持続的な成長を可能とする内部留保とのバランスを総合的に勘案し決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、安定配当10円と連結配当性向35%を加味した業績連動配当11円の合計21円とさせていただきますと存じます。

**1. 配当財産の種類**

金銭といたします。

**2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額**

当社普通株式1株につき金21円 総額711,134,718円

なお、中間配当金として10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり31円となります。

**3. 剰余金の配当が効力を生じる日**

平成27年6月25日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第14条（招集権者および議長）に定める株主総会の招集権者および議長を変更するものであります。

また、経営体制の一層の強化と充実を図るため、役付取締役として、新たに取締役会長を現行定款第24条（代表取締役および役付取締役）に追加するものであります。

(2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社従業員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任免除に関する規定として、変更案第29条（取締役の責任免除）を新設するとともに、現行定款第37条（責任免除）を変更するものであります。

なお、変更案第29条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(3) 上記変更に伴って条数の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3章 株主総会<br/>（招集権者および議長）</p> <p>第14条<br/>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代る。</p> | <p>第3章 株主総会<br/>（招集権者および議長）</p> <p>第14条<br/>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会長または取締役社長が招集する。取締役会長および取締役社長のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役会長または取締役社長のうち、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役が議長となる。取締役会長および取締役社長のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(責任免除)</p> <p>第37条</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</p> | <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条</p> <p>取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第29条</p> <p><u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</u></p> <p>(以下条数線下げ)</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</p> |

## 第3号議案 取締役4名選任の件


本総会終結の時をもって、取締役井谷憲次氏、竹内一弘氏、堀田昌人氏が任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため、社外取締役として取締役1名を増員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | いたに けんじ<br><b>井谷 憲次</b><br>(昭和26年12月17日生) <br><b>重任</b>    | 昭和51年5月 当社入社<br>平成12年4月 当社営業本部物流部長<br>平成13年10月 当社執行役員東日本営業統括部長<br>平成17年4月 当社執行役員ロジスティクス部長<br>平成17年6月 当社取締役、常務執行役員SCM本部長<br>平成19年10月 当社取締役、常務執行役員SCM本部長兼オーディオ開発本部長<br>平成20年6月 当社取締役、専務執行役員SCM本部長兼オーディオ開発本部長<br>平成21年6月 当社代表取締役社長（現任）                                                      | 1,823,273株     |
| 2     | たけうち かずひろ<br><b>竹内 一弘</b><br>(昭和33年7月26日生) <br><b>重任</b> | 昭和56年4月 当社入社<br>平成12年4月 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION社長<br>平成15年4月 当社首都圏営業統括部長<br>平成15年11月 当社執行役員首都圏営業統括部長<br>平成16年10月 当社執行役員東日本営業統括部長<br>平成18年11月 当社執行役員営業本部副本部長<br>平成19年4月 当社執行役員営業本部長<br>平成19年6月 当社取締役、執行役員営業本部長<br>平成22年4月 当社取締役、常務執行役員営業本部長<br>平成27年4月 当社取締役、常務執行役員営業統括本部長（現任） | 21,900株        |




| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | <p>ほった まさと<br/><b>堀田 昌人</b><br/>(昭和33年7月18日生)</p>  <p><b>重任</b></p> | <p>昭和57年4月 当社入社<br/>                     平成12年4月 当社営業本部東京支店東京営業部長<br/>                     平成13年4月 当社営業本部東京支店首都営業部長<br/>                     平成13年10月 当社東日本営業統括部 担当部長<br/>                     平成15年4月 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION社長<br/>                     平成17年4月 TOA (CHINA) LIMITED.社長<br/>                     平成19年4月 TOA (CHINA) LIMITED.社長兼<br/>                     TOA (HONG KONG) LIMITED社長<br/>                     平成20年6月 当社執行役員TOA (CHINA) LIMITED.社長兼<br/>                     TOA (HONG KONG) LIMITED社長<br/>                     平成21年4月 当社執行役員海外営業本部中国・東アジア<br/>                     営業部長兼TOA (CHINA) LIMITED.社長<br/>                     兼TOA (HONG KONG) LIMITED社長<br/>                     平成24年4月 当社執行役員海外事業本部中国・東アジア<br/>                     事業部長兼TOA (HONG KONG)<br/>                     LIMITED社長<br/>                     平成25年1月 当社執行役員海外事業本部中国・東アジア<br/>                     事業部長<br/>                     平成25年6月 当社取締役、執行役員海外事業本部中国・<br/>                     東アジア事業部長<br/>                     平成26年4月 当社取締役、執行役員経営企画本部長<br/>                     (現任)</p> | 5,275株         |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | たに かずよし<br><b>谷 和義</b><br>(昭和27年9月13日生)<br><br><b>新任</b> | 昭和51年4月 バンドー化学株式会社入社<br>平成7年11月 同社伝動技術研究所副所長<br>平成10年4月 同社伝動技術研究所長<br>平成12年4月 同社中央研究所長<br>平成14年7月 同社伝動事業部副事業部長<br>平成16年4月 同社執行役員、伝動事業部長<br>平成16年6月 同社取締役<br>平成17年4月 同社取締役、常務執行役員<br>平成19年6月 同社代表取締役社長、社長執行役員<br>平成25年4月 同社取締役副会長<br>平成26年6月 同社顧問・技監（現任） | —              |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 谷和義氏は、社外取締役の候補者であります。また、同氏が取締役に選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 谷和義氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が長きにわたり、ゴム・プラスチック製品メーカーにおいて、技術者や企業経営者として培ってきた豊富な経験や専門的知見を当社の経営に反映し、業務執行を担う経営陣から独立した客観的視点から経営に対する提言をいただくことが期待できるためであります。
4. 当社は、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件に、谷和義氏が取締役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小林茂信氏が任期満了となります。  
つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                             | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| こばやし しげのぶ<br><b>小林 茂信</b><br>(昭和25年10月20日生)  <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <span style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px;">重任</span> </div> | 昭和50年12月 瑞穂監査法人入所<br>昭和56年8月 公認会計士登録<br>昭和61年12月 瑞穂監査法人退所<br>公認会計士小林会計事務所（現小林茂信会計事務所）開設 所長（現任）<br>平成元年3月 税理士開業登録<br>平成10年6月 日本公認会計士協会兵庫会法務会計委員長<br>平成13年6月 日本公認会計士協会兵庫会税務委員長・同協会本部租税調査会委員<br>平成17年4月 姫路市包括外部監査人<br>平成19年1月 姫路信用金庫顧問<br>平成19年6月 日本公認会計士協会兵庫会学校法人委員長・同協会本部学校法人会計委員<br>平成23年6月 当社社外監査役（現任）<br>平成24年6月 姫路信用金庫監事（現任） | —              |


- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小林茂信氏は、社外監査役の候補者であります。当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏が監査役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 小林茂信氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は公認会計士および税理士としての専門的な知識を活かし、また、長きにわたり会計事務所所長として、企業の税務業務、監査を行っている経験等から監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。  
なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 小林茂信氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 小林茂信氏が監査役に選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| あしだ まさあき<br><b>芦田 正明</b><br>(昭和22年7月24日生)  | 昭和38年4月 山村硝子株式会社入社<br>昭和58年4月 山村硝子株式会社退社<br>昭和58年4月 ライフワークラボラトリー設立 主宰<br>昭和60年4月 ウェルネス研究所(改称) 所長<br>昭和63年6月 株式会社ウェルネス研究所(改組)<br>代表取締役(現任)<br>平成26年6月 当社補欠監査役 | —              |

- (注)
- 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 候補者芦田正明氏は補欠の社外監査役候補者であります。
  - 芦田正明氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は人材開発におけるキャリア・コンサルタントとして豊富な経験を有しており、この経験を活かし、監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。
  - 芦田正明氏が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

# 1. 企業集団の現況に関する事項

## ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、国内では、企業収益の持ち直しを背景に緩やかな回復傾向となりましたが、急激な為替変動などにより先行きは不透明な状況が続いております。海外では、原油価格の大幅な下落による資源国経済の低迷や、欧州経済の足踏みは見られましたが、米国経済については順調な回復を持続しております。

このような環境のもと、「中期6ヵ年経営基本計画」の最終年度となる当期は、海外市場では、これまでの5年間で構築してきた地産地消のビジネスモデルを世界各地域でさらに成長させ、拡大させてまいりました。国内市場では、減災・防災やセキュリティなどの顧客ニーズの高まりに対し、当社グループが持つ音響・映像・ネットワーク技術を活用し、人々の安全・安心に寄与できるソリューションの提案に注力いたしました。

これらの結果、売上高は45,152百万円（前連結会計年度比2,740百万円、6.5%増）となりました。

利益については、原価率の上昇や販売費及び一般管理費の増加などにより営業利益は4,239百万円（前連結会計年度比18百万円、0.4%減）となりました。経常利益は4,725百万円（前連結会計年度比280百万円、6.3%増）、当期純利益は2,947百万円（前連結会計年度比254百万円、9.5%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(日本)

売上高は28,992百万円（前連結会計年度比493百万円、1.7%増）、セグメント利益（営業利益）は6,012百万円（前連結会計年度比137百万円、2.2%減）となりました。

商品ラインアップを拡充した高画質のネットワークカメラシステム「TRIFORAシリーズ」や、街頭防犯カメラ「タウンレコーダー」等のセキュリティ商品の売上高が増加しました。また全国の自治体向けを中心に、減災・防災関連市場での販売も堅調に推移しましたが、為替円安による原価率の上昇や販売費及び一般管理費の増加などにより、セグメント利益は減少しました。

(アメリカ)

売上高は3,470百万円（前連結会計年度比745百万円、27.4%増）、セグメント利益（営業利益）は46百万円（前連結会計年度比114百万円増）となりました。

ワシントン地下鉄をはじめとするアメリカ鉄道車両向けの売上高が増加したことなどにより、売上高、セグメント利益は増加しました。

(欧州・ロシア)

売上高は5,224百万円（前連結会計年度比846百万円、19.3%増）、セグメント利益（営業利益）は665百万円（前連結会計年度比282百万円、73.8%増）となりました。

欧州で非常放送設備の販売が堅調に推移した他、中東で官公庁向けの販売が伸長したことや、南アフリカで駅舎向けの売上高が増加したことなどにより、売上高、セグメント利益は増加しました。

(アジア・パシフィック)

売上高は5,726百万円（前連結会計年度比570百万円、11.1%増）、セグメント利益（営業利益）は750百万円（前連結会計年度比58百万円、8.5%増）となりました。

インドネシアを中心に地域商品の販売が堅調に推移したことや、タイで商業施設向けの販売が増加したことに加え、前期に販売拠点を設立したベトナムでの売上高が増加したことなどにより、売上高、セグメント利益は増加しました。

(中国・東アジア)

売上高は1,738百万円（前連結会計年度比84百万円、5.1%増）、セグメント利益（営業利益）は298百万円（前連結会計年度比148百万円、99.3%増）となりました。

中国経済の成長率鈍化により、官公庁向けの販売は伸び悩みましたが、商業施設向け等の販売が好調だったことに加え、為替円安による売上高増加もあり、売上高、セグメント利益は増加しました。

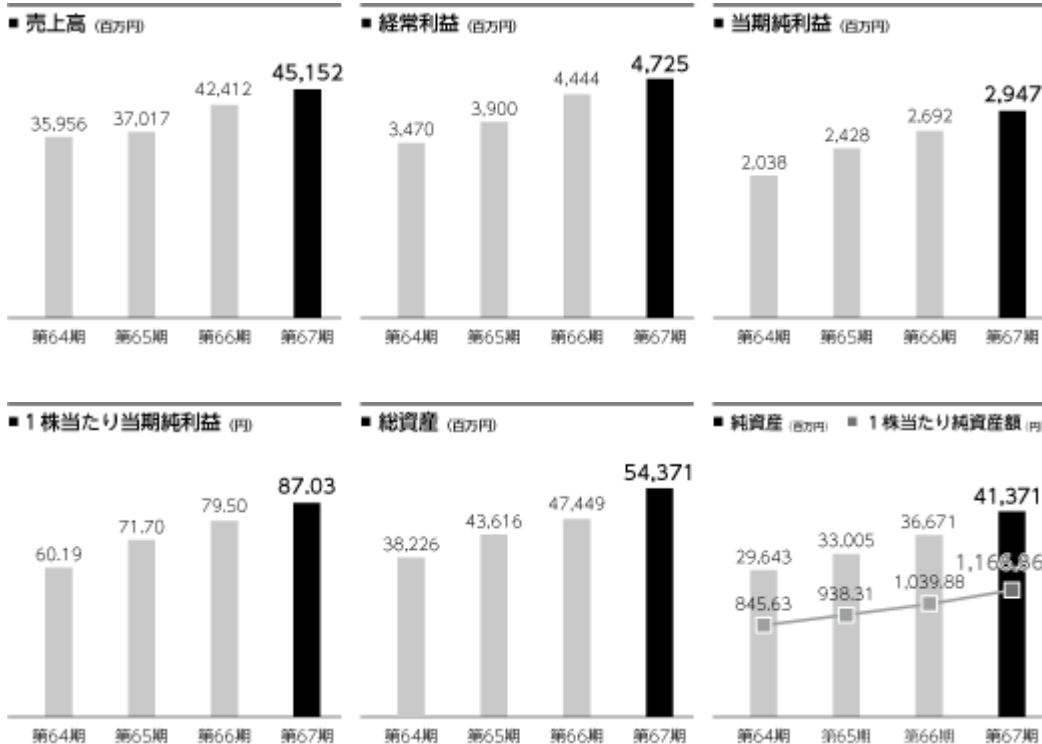
## ② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資は、主に当社グループにおける統合基幹業務システムの導入および構築などであります。この総額は1,173百万円であり、自己資金により充当しました。

### ③ 財産および損益の状況の推移

| 区 分            | 第64期<br>平成24年3月期 | 第65期<br>平成25年3月期 | 第66期<br>平成26年3月期 | 第67期<br>(当連結会計年度)<br>平成27年3月期 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高 (百万円)      | 35,956           | 37,017           | 42,412           | 45,152                        |
| 経常利益 (百万円)     | 3,470            | 3,900            | 4,444            | 4,725                         |
| 当期純利益 (百万円)    | 2,038            | 2,428            | 2,692            | 2,947                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 60.19            | 71.70            | 79.50            | 87.03                         |
| 総資産 (百万円)      | 38,226           | 43,616           | 47,449           | 54,371                        |
| 純資産 (百万円)      | 29,643           | 33,005           | 36,671           | 41,371                        |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 845.63           | 938.31           | 1,039.88         | 1,166.86                      |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。



#### ④ 対処すべき課題

今後の世界経済は、欧州経済の景気回復の足踏みや、中国経済の成長率鈍化はあるものの、米国経済の回復傾向が続いていることから、世界経済全体としては引き続き緩やかな回復が進むものと期待されます。

次期は、平成28年3月期を初年度とし、平成30年3月期を最終年度とする「中期経営基本計画」がスタートいたします。企業価値をあらたに「Smiles for the Public ——人々が笑顔になれる社会をつくる——」と定め、人々の集まる社会に対し、「安心・信頼・感動」という価値をご提供することで、満足を超えた笑顔の実現を目指します。

またグローバル展開においては、これまで推進してまいりました、世界5地域ごとの地産地消のビジネスモデルをさらに加速させ、地域ごとに自立した投資回収の事業サイクルを回すことを目指します。

ビジネスのあり方においては「ハードからサービスへ」の変革を行います。よい製品の供給だけに留まらず、付帯するソフトウェアやサービスなどを付加したソリューション型ビジネスを強化してまいります。

こうした成長と変革により、当社は「人々の社会生活にかけがえのない価値を提供する強い会社」であり続けることを目指してまいります。



## ⑤ 重要な子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

| 会社名                                                   | 資本金          | 当社の出資比率     | 主要な事業内容                         |
|-------------------------------------------------------|--------------|-------------|---------------------------------|
| アコース株式会社                                              | 90百万円        | 100%        | 音響関連製品の開発および生産                  |
| タケックス株式会社                                             | 35百万円        | 100%        | セキュリティ関連製品の開発および生産              |
| TOAエンジニアリング株式会社                                       | 50百万円        | 100%        | 音響関連およびセキュリティ関連製品のエンジニアリングおよび施工 |
| 株式会社ジーバック                                             | 30百万円        | 100%        | ソフト企画制作、音響ホール・スタジオ等の管理・運営       |
| TOA ELECTRONICS, INC.                                 | US\$ 4,000千  | 100%        | 米国における当社製品の販売                   |
| TOA Communication Systems, Inc.                       | US\$ 3,500千  | 100%        | 米国における鉄道車両関連機器の製造販売             |
| TOA CANADA CORPORATION                                | CAN\$ 1,450千 | 100%        | カナダにおける当社製品の販売                  |
| TOA CORPORATION (UK) LIMITED                          | STG £ 1,500千 | 100%        | 英国における当社製品の販売                   |
| TOA Electronics Europe G.m.b.H.                       | ユーロ 512千     | 100%        | 欧州、中東における当社製品の販売                |
| TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED | ZAR 5,290千   | 100% (100%) | 南アフリカ共和国およびアフリカ大陸南部における当社製品の販売  |
| TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION                    | NT\$ 20,000千 | 100%        | 台湾における当社製品の販売                   |
| TOA (HONG KONG) LIMITED                               | HK\$ 1,500千  | 100%        | 中国・香港における当社製品の販売                |
| TOA (CHINA) LIMITED.                                  | US\$ 200千    | 100%        | 中国における当社製品の販売                   |
| TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd.                  | THB 30,000千  | 49%         | タイにおける当社製品の販売                   |
| TOA ELECTRONICS PTE LTD                               | S\$ 170千     | 51%         | アジア、オセアニアにおける当社製品の販売            |
| TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.                         | RM 1,000千    | 51% (51%)   | マレーシアにおける当社製品の販売                |
| PT. TOA GALVA PRIMA KARYA                             | RP 2,000百万   | 25% (25%)   | インドネシアにおける当社製品の販売               |
| TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED               | VND 14,725百万 | 100%        | ベトナムにおける当社製品の販売                 |
| PT. TOA GALVA INDUSTRIES.                             | RP 44,800百万  | 49%         | 音響関連製品の開発および生産                  |
| TOA VIETNAM CO.,LTD.                                  | US\$ 1,100千  | 100%        | セキュリティ関連製品の生産                   |
| 得洋電子工業股份有限公司                                          | NT\$ 35,000千 | 34%         | 音響関連製品の開発および生産                  |
| 得技電子(深圳)有限公司                                          | RMB 17,091千  | 49%         | 音響関連製品の開発および生産                  |

(注) 1. 当社の出資比率欄の( )内は、間接出資比率を内数として表示しております。

2. PT. TOA GALINDRA ELECTRONICS.は、平成26年12月に保有株式全部を売却したことにより、当社の連結子会社から除外しております。

**⑥ 主要な事業内容** (平成27年3月31日現在)

| 事業区分       |          | 主要な製品                                                                 |
|------------|----------|-----------------------------------------------------------------------|
| ■ 音響事業     | 拡声放送機器   | マイクロホン、アンプ、スピーカー等の業務用および非常用放送システム、自動案内放送システム、会議・議場放送システム、鉄道車両案内放送システム |
|            | プロサウンド機器 | プロ用サウンドシステム、劇場・ホール音響システム、デジタルミキシングシステム                                |
|            | 通信機器     | インターカムシステム、ワイヤレスマイクロホンシステム、連絡用無線システム、IP告知放送システム                       |
| ■ セキュリティ事業 | 映像機器     | 監視用テレビ・カメラシステム<br>(カメラ、モニターテレビ、デジタルレコーダー、ビデオスイッチャー等)                  |
| ■ その他      |          | 音響と映像に関するソフトウェア他                                                      |

**⑦ 主要な営業所および工場** (平成27年3月31日現在)

- (1) 当 社
- 本 社 (神戸市……………海外営業・管理部門)  
 宝 塚 事 業 場 (兵庫県宝塚市…生産・開発部門)  
 国内販売事業所 (仙台市・東京都江東区・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市を主拠点とし全国34営業所)
- (2) 子会社
- 国内生産拠点 アコース株式会社 (滋賀県米原市)、  
 タケックス株式会社 (佐賀県武雄市)
- 国内エンジニアリング等拠点 TOAエンジニアリング株式会社 (東京都江東区)、  
 株式会社ジーバック (神戸市)

**海外販売拠点** TOA ELECTRONICS, INC. (米国)、  
TOA Communication Systems, Inc. (米国)、  
TOA CANADA CORPORATION (カナダ)、  
TOA CORPORATION (UK) LIMITED (英国)、  
TOA Electronics Europe G.m.b.H. (ドイツ)、  
TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA  
(PROPRIETARY) LIMITED (南アフリカ共和国)、  
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION (台湾)、  
TOA (HONG KONG) LIMITED (香港)、  
TOA (CHINA) LIMITED. (中国)、  
TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd. (タイ)、  
TOA ELECTRONICS PTE LTD (シンガポール)、  
TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. (マレーシア)、  
PT. TOA GALVA PRIMA KARYA (インドネシア)、  
TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED  
(ベトナム)

**海外生産拠点** PT. TOA GALVA INDUSTRIES. (インドネシア)、  
TOA VIETNAM CO.,LTD. (ベトナム)、  
得洋電子工業股份有限公司 (台湾)、  
得技電子(深圳)有限公司 (中国)

## ⑧ 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

### (1) 企業集団の従業員数

|               | 従業員数   | 前期末比増減 |
|---------------|--------|--------|
| 当 社           | 795名   | 18名増   |
| 国内生産拠点        | 246名   | 9名減    |
| 国内エンジニアリング等拠点 | 141名   | 10名増   |
| 海外販売拠点        | 363名   | 4名減    |
| 海外生産拠点        | 1,534名 | 34名増   |
| 合 計           | 3,079名 | 49名増   |

(注) 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 当社の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 795名 | 18名増   | 42.4歳 | 17.7年  |

(注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員数であります。  
2. 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## ⑨ 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

| 借入先           | 借入額    |
|---------------|--------|
| 明治安田生命保険相互会社  | 25百万円  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 154百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 723百万円 |
| インドネシアみずほ銀行   | 108百万円 |

## ⑩ その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 78,820,000株
- ② 発行済株式の総数 33,863,558株 (自己株式673,077株を除く)
- ③ 株主数 4,792名
- ④ 大株主

| 株主名                             | 持株数     | 持株比率  |
|---------------------------------|---------|-------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)      | 2,385千株 | 7.05% |
| T O A 取引先持株会                    | 2,273   | 6.71  |
| 公益財団法人神戸やまぶき財団                  | 2,000   | 5.91  |
| 井谷憲次                            | 1,823   | 5.38  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                   | 1,681   | 4.97  |
| システムックス株式会社                     | 1,457   | 4.30  |
| 公益財団法人中谷医工計測技術振興財団              | 1,297   | 3.83  |
| 株式会社三井住友銀行                      | 1,188   | 3.51  |
| 井谷博一                            | 993     | 2.93  |
| KBL EPB ORDINARY ACCOUNT 107501 | 764     | 2.26  |

(注) 持株比率は、自己株式 (673千株) を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役（平成27年3月31日現在）

| 地 位                | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                        |
|--------------------|---------|--------------------------------------|
| 取締役社長<br>(代表取締役)   | 井 谷 憲 次 |                                      |
| 取 締 役<br>(常務執行役員)  | 竹 内 一 弘 | 営業本部長                                |
| 取 締 役<br>(常務執行役員)  | 増 野 善 則 | 海外事業本部長                              |
| 取 締 役<br>(執 行 役 員) | 畠 中 敏 彦 | セキュリティ開発本部長兼オーディオ開発本部長               |
| 取 締 役<br>(執 行 役 員) | 寺 前 順 一 | SCM本部長                               |
| 取 締 役<br>(執 行 役 員) | 堀 田 昌 人 | 経営企画本部長                              |
| 監 査 役<br>(常 勤)     | 西 川 寿 生 |                                      |
| 監 査 役              | 小 林 茂 信 | 小林茂信会計事務所 所長                         |
| 監 査 役              | 道 上 明   | 神戸ブルースカイ法律事務所 所長<br>極東開発工業株式会社 社外監査役 |

- (注) 1. 監査役小林茂信氏および道上明氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役小林茂信氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役道上明氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査役小林茂信氏が所長を務める小林茂信会計事務所との間に、重要な取引関係はありません。
5. 当社は、監査役道上明氏が所長を務める神戸ブルースカイ法律事務所および同氏が社外監査役を務める極東開発工業株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
6. 監査役小林茂信氏および道上明氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

## ② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

### (1) 就任

平成26年6月25日開催の第66回定時株主総会において、道上明氏が監査役に選任され、就任いたしました。

### (2) 退任

平成26年6月25日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、監査役安藤猪平次氏は任期満了により退任いたしました。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分       | 支給人員 (名) | 報酬等の額 (百万円) |
|-----------|----------|-------------|
| 取 締 役     | 6        | 126         |
| (うち社外取締役) | (-)      | (-)         |
| 監 査 役     | 4        | 30          |
| (うち社外監査役) | (3)      | (9)         |
| 合 計       | 10       | 156         |

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、監査役の報酬限度額を年額1億円以内と決議いただいております。

## ④ 社外役員に関する事項

### (1) 当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                   |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 監 査 役 | 小 林 茂 信 | 当事業年度開催の取締役会17回全てに、また、監査役会12回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 社 外 監 査 役 | 道 上 明   | 就任後開催の取締役会13回全てに、また、就任後開催の監査役会8回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。      |

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当事業年度末日において、当社には社外取締役が存在しておりませんが、その理由は当事業年度が中期6ヵ年経営基本計画の最終年度に該当し、社外取締役を置かない従来の役員体制において事業を遂行することを重視したためであります。

## 4. 会計監査人に関する事項

### ① 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### ② 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                     | 報 酬 額 |
|-----------------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                 | 44百万円 |
| ②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際的な会計・税務に関する相談業務を委託し、その対価を支払っております。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### 【内部統制基本方針】

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

#### 1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および従業員が法令および定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため、取締役会は企業倫理規範を制定する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行う。

監査室は、コンプライアンス部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会および監査役会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行為等について、従業員が直接通報することができる手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運営する。

反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

#### 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程および情報セキュリティ基本規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ確実な保存および管理を行う。取締役および監査役は、適時これらの情報を閲覧できるものとする。



### 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび安全保障輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインを制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応はリスクマネジメント委員会が行うものとする。

### 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門の具体的目標および会社の権限を分配する。
- (ii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項について事前に取締役および執行役員によって構成される経営執行会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- (iii) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務執行規程で定め、職務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定めることとする。

### 5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として、グループ企業倫理規範を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、グループ会社経営管理基本方針を定め、グループ会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行うものとし、必要に応じて内部監査を行うものとする。
- (ii) グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室またはコンプライアンス部に報告するものとする。  
監査室またはコンプライアンス部は直ちに取締役会および監査役会に報告するとともに、意見を述べるができるものとする。

- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

監査室は、監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

- 7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または従業員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。

- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役に対して各取締役および必要な従業員からの個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

- 9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保および金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。したがって、当社取締役会としては、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆さまのために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると考えます。

### ② 取組みの具体的な内容の概要

#### (1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は昭和9年の創業以来、業務用・プロ用の音響設備とセキュリティ設備の専門メーカーとして、神戸の地から100カ国を超える世界の国々へ商品を送り続けてきました。TOAグループでは、長年培った技術力やノウハウを武器に、商品の企画・開発から生産、販売、運営に至るまでの業務を一貫して手掛けています。“音”や“安全”を通じ、快適な暮らしを皆さまにお届けできるよう、音響、映像、ネットワークなどの分野でさらに技術力を高め、より良い商品を作り続けてまいります。

音響事業では、駅やデパートのアナウンス設備や、コンサートホールのアンプ・スピーカーなど、多彩な音響機器を通じて快適な日常を支えています。例えば、高度な音響システム技術が必要な空港の放送設備です。国内ではトップシェアを獲得し、海外でも多くの空港への納入実績があります。

セキュリティ事業では、防犯カメラシステムを中心とした防犯機器を扱っています。治安の悪化に伴い、防犯機器の需要は銀行や商店などから、街頭、マンション、学校などへと広がっています。社会の安全を支えるこの分野を、当社では成長事業と位置付けています。

当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていく中で、変えてはならない当社の技術力とモノづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い製品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

**(2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社取締役会は、大規模買付行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、次のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を設定することといたしました。

大規模買付ルールの概要は次のとおりであります。

**(i) 情報の提供**

大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」という。）を提供していただきます。

**(ii) 取締役会による評価と意見の公表**

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

**(iii) 独立委員会の設置**

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、その結果に応じて、当社取締役会に対して必要な勧告をすることとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりであります。

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、当社株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただきとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する場合があります。かかる場合の判断においては、外部専門家等および監査役の意見を参考に提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、対抗措置の発動を決定後に、大規模買付者が買付ルールを遵守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

### ③ 取組みの具体的な内容に対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1.企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2.事前開示・株主意思の原則、3.必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

## (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

## (3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆さまに本対応方針を継続するご意思を確認させていただくため、平成20年6月27日開催の第60回定時株主総会において承認可決されており、その後も、3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会ごとに、継続の可否について承認を得るものとします。また、本対応方針は、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

## (4) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

## (5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

## (6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。

利益配分に関しましては、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆さまへの利益還元を図ってまいります。また、内部留保にも意を配り、長期的に安定した経営基盤を確保するとともに、積極的な研究開発投資を行い会社の競争力を高め、また財務体質の強化を図ることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

さらに、業績に連動した配当を行うことをより明確にするため、年間20円（中間配当10円および期末配当10円）の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向35%を目安に、持続的な成長を可能とする内部留保とのバランスを総合的に勘案して決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部            |               | 負債の部               |               |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目                 | 金額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>39,785</b> | <b>流動負債</b>        | <b>8,851</b>  |
| 現金及び預金          | 16,034        | 支払手形及び買掛金          | 4,478         |
| 受取手形及び売掛金       | 11,170        | 短期借入金              | 1,011         |
| 有価証券            | 2,300         | リース債務              | 61            |
| 商品及び製品          | 5,869         | 未払法人税等             | 611           |
| 仕掛品             | 750           | 賞与引当金              | 174           |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,536         | 製品保証引当金            | 170           |
| 繰延税金資産          | 735           | その他                | 2,344         |
| その他             | 526           | <b>固定負債</b>        | <b>4,148</b>  |
| 貸倒引当金           | △138          | リース債務              | 130           |
| <b>固定資産</b>     | <b>14,585</b> | 繰延税金負債             | 771           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,682</b>  | 退職給付に係る負債          | 2,633         |
| 建物及び構築物         | 3,121         | その他                | 613           |
| 機械装置及び運搬具       | 360           | <b>負債合計</b>        | <b>12,999</b> |
| 工具器具及び備品        | 561           | <b>純資産の部</b>       |               |
| 土地              | 2,457         | <b>株主資本</b>        | <b>35,635</b> |
| リース資産           | 171           | <b>資本金</b>         | <b>5,279</b>  |
| 建設仮勘定           | 9             | <b>資本剰余金</b>       | <b>6,866</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,427</b>  | <b>利益剰余金</b>       | <b>23,881</b> |
| のれん             | 366           | <b>自己株式</b>        | <b>△392</b>   |
| ソフトウェア          | 847           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>3,879</b>  |
| ソフトウェア仮勘定       | 86            | その他有価証券評価差額金       | 3,301         |
| その他             | 126           | 為替換算調整勘定           | 559           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>6,476</b>  | 退職給付に係る調整累計額       | 17            |
| 投資有価証券          | 5,714         | <b>少数株主持分</b>      | <b>1,857</b>  |
| 長期貸付金           | 3             | <b>純資産合計</b>       | <b>41,371</b> |
| 繰延税金資産          | 141           | <b>負債純資産合計</b>     | <b>54,371</b> |
| 退職給付に係る資産       | 27            |                    |               |
| その他             | 600           |                    |               |
| 貸倒引当金           | △10           |                    |               |
| <b>資産合計</b>     | <b>54,371</b> |                    |               |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                                | 金 額   |               |
|------------------------------------|-------|---------------|
| 売 上 高                              |       | 45,152        |
| 売 上 原 価                            |       | 25,349        |
| <b>売 上 総 利 益</b>                   |       | <b>19,802</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                |       | 15,562        |
| <b>営 業 利 益</b>                     |       | <b>4,239</b>  |
| 営 業 外 収 益                          |       |               |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金                  | 98    |               |
| 雑 収 入                              | 442   | 540           |
| 営 業 外 費 用                          |       |               |
| 支 払 利 息                            | 21    |               |
| 雑 損 失                              | 33    | 55            |
| <b>経 常 利 益</b>                     |       | <b>4,725</b>  |
| 特 別 利 益                            |       |               |
| 固 定 資 産 売 却 益                      | 42    | 42            |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>       |       | <b>4,768</b>  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税              | 1,432 |               |
| 法 人 税 等 調 整 額                      | 34    | 1,466         |
| <b>少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益</b> |       | <b>3,301</b>  |
| 少 数 株 主 利 益                        |       | 354           |
| <b>当 期 純 利 益</b>                   |       | <b>2,947</b>  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |       |        |      |        |
|--------------------------|---------|-------|--------|------|--------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高                    | 5,279   | 6,866 | 22,299 | △389 | 34,056 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額     |         |       | △417   |      | △417   |
| 会計方針の変更を反映し<br>た当期首残高    | 5,279   | 6,866 | 21,882 | △389 | 33,638 |
| 当期変動額                    |         |       |        |      |        |
| 剰余金の配当                   |         |       | △948   |      | △948   |
| 当期純利益                    |         |       | 2,947  |      | 2,947  |
| 自己株式の取得                  |         |       |        | △2   | △2     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |       |        |      |        |
| 当期変動額合計                  | —       | —     | 1,998  | △2   | 1,996  |
| 当期末残高                    | 5,279   | 6,866 | 23,881 | △392 | 35,635 |

|                          | その他の包括利益累計額      |              |                  |                       | 少数株主<br>持分 | 純資産<br>合計 |
|--------------------------|------------------|--------------|------------------|-----------------------|------------|-----------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額<br>合計 |            |           |
| 当期首残高                    | 1,509            | △100         | △249             | 1,159                 | 1,455      | 36,671    |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額     |                  |              |                  |                       |            | △417      |
| 会計方針の変更を反映し<br>た当期首残高    | 1,509            | △100         | △249             | 1,159                 | 1,455      | 36,254    |
| 当期変動額                    |                  |              |                  |                       |            |           |
| 剰余金の配当                   |                  |              |                  |                       |            | △948      |
| 当期純利益                    |                  |              |                  |                       |            | 2,947     |
| 自己株式の取得                  |                  |              |                  |                       |            | △2        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | 1,791            | 660          | 267              | 2,719                 | 402        | 3,121     |
| 当期変動額合計                  | 1,791            | 660          | 267              | 2,719                 | 402        | 5,117     |
| 当期末残高                    | 3,301            | 559          | 17               | 3,879                 | 1,857      | 41,371    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部            |               | 負債の部            |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目              | 金額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>22,404</b> | <b>流動負債</b>     | <b>3,396</b>  |
| 現金及び預金          | 7,324         | 支払手形            | 14            |
| 受取手形            | 1,747         | 買掛金             | 1,327         |
| 売掛金             | 7,021         | 短期借入金           | 25            |
| 有価証券            | 2,300         | リース債務           | 8             |
| 製品              | 2,940         | 未払金             | 579           |
| 仕掛品             | 65            | 未払法人税等          | 370           |
| 原材料及び貯蔵品        | 334           | 未払費用            | 695           |
| 前払費用            | 79            | 製品保証引当金         | 115           |
| 繰延税金資産          | 376           | その他             | 259           |
| その他             | 308           | <b>固定負債</b>     | <b>3,412</b>  |
| 貸倒引当金           | △95           | リース債務           | 6             |
| <b>固定資産</b>     | <b>14,274</b> | 退職給付引当金         | 2,264         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,415</b>  | 繰延税金負債          | 639           |
| 建物              | 2,005         | その他             | 501           |
| 構築物             | 13            | <b>負債合計</b>     | <b>6,808</b>  |
| 機械装置            | 0             | <b>純資産の部</b>    |               |
| 工具器具及び備品        | 162           | <b>株主資本</b>     | <b>26,569</b> |
| 土地              | 2,217         | <b>資本金</b>      | <b>5,279</b>  |
| リース資産           | 10            | <b>資本剰余金</b>    | <b>6,808</b>  |
| 建設仮勘定           | 3             | 資本準備金           | 6,808         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>942</b>    | <b>利益剰余金</b>    | <b>14,872</b> |
| ソフトウェア          | 780           | 利益準備金           | 679           |
| ソフトウェア仮勘定       | 83            | その他利益剰余金        | 14,193        |
| その他             | 79            | 別途積立金           | 2,930         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>8,917</b>  | 繰越利益剰余金         | 11,263        |
| 投資有価証券          | 5,710         | <b>自己株式</b>     | <b>△392</b>   |
| 関係会社株式          | 2,220         | <b>評価・換算差額等</b> | <b>3,301</b>  |
| 関係会社出資金         | 670           | その他有価証券評価差額金    | 3,301         |
| その他             | 326           | <b>純資産合計</b>    | <b>29,870</b> |
| 貸倒引当金           | △10           | <b>負債純資産合計</b>  | <b>36,678</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>36,678</b> |                 |               |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額 |               |
|------------------------|-----|---------------|
| 売 上 高                  |     | 33,470        |
| 売 上 原 価                |     | 20,590        |
| <b>売 上 総 利 益</b>       |     | <b>12,880</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    |     | 10,748        |
| <b>営 業 利 益</b>         |     | <b>2,131</b>  |
| 営 業 外 収 益              |     |               |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金      | 324 |               |
| 雑 収 入                  | 419 | 743           |
| 営 業 外 費 用              |     |               |
| 支 払 利 息                | 4   |               |
| 雑 損 失                  | 10  | 15            |
| <b>経 常 利 益</b>         |     | <b>2,859</b>  |
| 特 別 利 益                |     |               |
| 固 定 資 産 売 却 益          | 77  | 77            |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b> |     | <b>2,937</b>  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税  | 818 |               |
| 法 人 税 等 調 整 額          | 50  | 869           |
| <b>当 期 純 利 益</b>       |     | <b>2,068</b>  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |       |         |       |          |        |         |
|---------------------|---------|-------|---------|-------|----------|--------|---------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金 |         | 利益準備金 | 利益剰余金    |        | 利益剰余金合計 |
|                     |         | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |       | その他利益剰余金 | 別途積立金  |         |
| 当期首残高               | 5,279   | 6,808 | 6,808   | 679   | 2,930    | 10,560 | 14,170  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |         |       |         |       |          | △417   | △417    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 5,279   | 6,808 | 6,808   | 679   | 2,930    | 10,143 | 13,753  |
| 当期変動額               |         |       |         |       |          |        |         |
| 剰余金の配当              |         |       |         |       |          | △948   | △948    |
| 当期純利益               |         |       |         |       |          | 2,068  | 2,068   |
| 自己株式の取得             |         |       |         |       |          |        |         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |       |         |       |          |        |         |
| 当期変動額合計             | —       | —     | —       | —     | —        | 1,119  | 1,119   |
| 当期末残高               | 5,279   | 6,808 | 6,808   | 679   | 2,930    | 11,263 | 14,872  |

|                     | 株主資本 |        | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計  |
|---------------------|------|--------|--------------|------------|--------|
|                     | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 当期首残高               | △389 | 25,869 | 1,509        | 1,509      | 27,379 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |      | △417   |              |            | △417   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | △389 | 25,451 | 1,509        | 1,509      | 26,961 |
| 当期変動額               |      |        |              |            |        |
| 剰余金の配当              |      | △948   |              |            | △948   |
| 当期純利益               |      | 2,068  |              |            | 2,068  |
| 自己株式の取得             | △2   | △2     |              |            | △2     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |      |        | 1,791        | 1,791      | 1,791  |
| 当期変動額合計             | △2   | 1,117  | 1,791        | 1,791      | 2,908  |
| 当期末残高               | △392 | 26,569 | 3,301        | 3,301      | 29,870 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

T O A 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田朝喜 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本健一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T O A株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O A株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

T O A 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田朝喜 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本健一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T O A株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

TOA株式会社 監査役会

常勤監査役 西川 寿 生 ㊟

社外監査役 小林 茂 信 ㊟

社外監査役 道上 明 ㊟

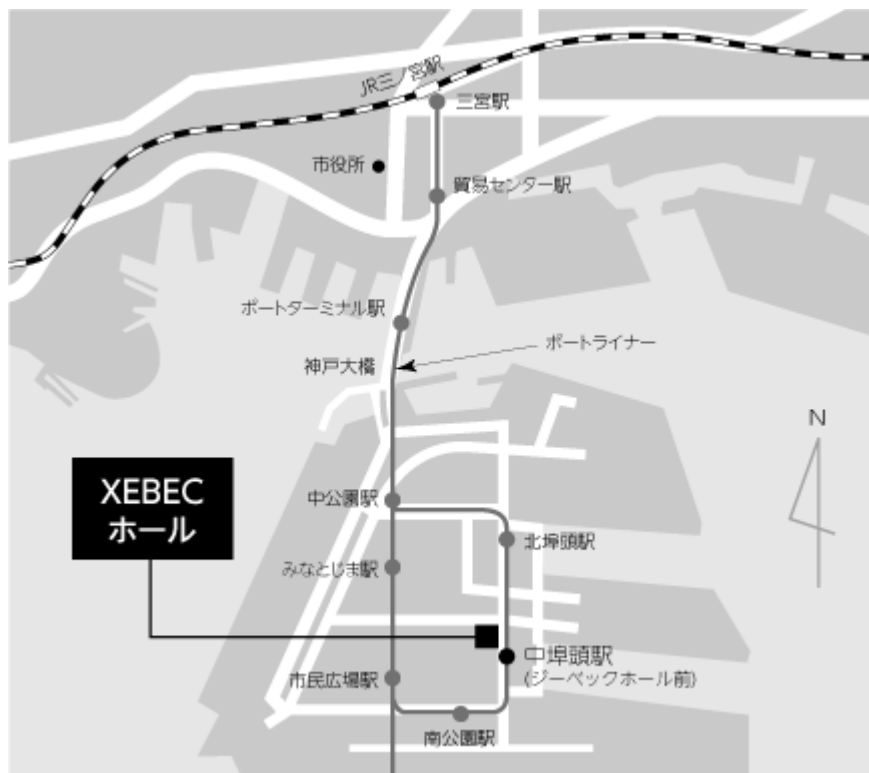
以上



## 株主総会会場ご案内

会場：当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 電話 078 (303) 5620



### 交通機関のご案内

ポートライナー（北埠頭行き）  
「中埠頭（ジーベックホール前）」下車  
西側へ徒歩約3分（三宮駅から約17分）

### 経営基本方針（三つの安心）

- 一、顧客が安心して使用できる商品をつくる
- 一、取引先が安心して取引ができるようにする
- 一、従業員が安心して働けるようにする

TOAグループは、顧客、株主、取引先、従業員など、全てのステークホルダーの信頼と期待にお応えできるよう、日々、経営を行ってまいります。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。